

## 輸出管理 DAY for ACADEMIA 2017 傍聴記（後篇）

前回に続き、2月28日開催のEFA（輸出管理DAY for ACADEMIA）2017の午後の部（パネルディスカッション…大学における輸出管理にかかるリスクマネジメントの現状と課題）について記します。

### 1. 海外事情はどうか

私も席上、「海外における管理状況の情報？」と質問しました。その趣旨を補足説明します。次の2点に要約できるかと思います。

- i 技術情報の流出はたしかに怖い。だが「無闇に怖がる」と、「手当たり次第に管理の範囲を広げる」とか「合理性あるか分からないがとりあえず管理対象に入れる」といったことになりかねない。（それ自体問題だが、そのうえ海外からの留学生・研究者の感覚と差が生じ「ローカルルール」と思われるのも癪な話ではないか）
- ii 「どれくらいがんばるか」の相場感が中々つかめない。海外の運用や考え方を参考にできないか。

#### 1-1 「無闇に怖がる」の例

##### 【例1】 技術情報の返信／返送問題

以前 CISTEC 役務分科会で、技術情報（あるいはそれが入った媒体）の返信／返送を規制対象外にしようという運動がありました。（実は私はその作業班長だったのですがサボったせいで成果出せず思い出すたび胸がいたみます）その折、慎重派から「技術提供は怖いからオイソレとは対応できない」と言われたことがあります。但し具体的にどう怖いのかの説明はありませんでした。（「なあ、わかるだろ？ 常識だよ」ということだったか）

なお、そのときの規制緩和論は、難しい論理を駆使するようなものではなく、単に「返送／返信は、既にその情報を知っていることが明らかな存在である『元の情報源』が相手である以上、そもそも技術情報の提供に当たらないからというものでした。（実際面でも、それを規制することによる安全保障への寄与はゼロです）

私個人としては、海外の輸出管理関係者に聞くことができたなら「そんな規制対象のわけない」と即答が得られたのではなかろうかという気がしています。役務分科会にいたときに、そのようなトライをしなかったことを反省しております。

##### 【例2】 装置内蔵の制御プログラム管理の緩和議論

前置きとして、ここでいう「緩和議論」について簡単に説明しておきます。プログラムは国際レジームでは「ソフトウェアとは別物」と定義されており、装置内蔵プログラムは「ソフトウェアに当たらず」とされているものと私は理解しています。また規制の対象も「プログラムではなくソフトウェア」と規定されています。そこで次のような「緩和」

を考えました。それは、我が国もこれを「プログラムとして規制」するのをやめ、代わりに「それを搭載することでそれなりの機能を持った貨物として規制」に一本化してはどうか、というアイデアです。(詳しくは第 21 回安全保障貿易学会での米満報告を参照ください。

<http://www.cistec.or.jp/jaist/event/kenkyuutaikai/kenkyu21/index.html>)

さてその学会報告の折のこと、慎重派から「目に見えない存在であるプログラムは怖い。貨物輸出後アップデートされたらどうするんだ？」という御意見がありました。なるほど私も「後日のアップデートで規制該当レベルにグレードアップ」が怖いのは分かります。だからといって「輸出段階で内蔵プログラムを個別に判定し『今は非該当』を確認」しても後日のアップデートを防ぐ効果はゼロです。(それは「後で汚れるのが怖いから今清潔であることを確認したい」と言うのと同じですよ) つまりそこにも「プログラムはとにかく怖いから制度を変えるのはイヤだ」という感覚的なものが見て取れることと思います。なんだか「XX 病は空気感染する(ような気がする)から患者を隔離せよ」式の議論のように思われてなりません。

## 1-2 相場感の問題

貨物の管理と違って技術の場合は、どうやってどこまで管理すればよいのか難しい。なにしろ目に見えないものでもあり、また「その実物をしっかり押さえておけば大丈夫」ともいえないのですから。正直言うと私だって「これだけやれば OK」という秘策は持ち合わせておりません。

原理上は、相手方と当方との接触を制限すればよいのはわかります。はやりの言葉で申せば「壁を作って分断する」わけです。しかし封印列車や物理的封じ込め装置じゃあるまいし、完全遮断というわけにはいかないでしょう。(知財権トラブルの予防策として完全遮断した事例は聞いたことがあります。物理的には可能かもしれませんが、それをやったら何のための留学生交換、学术交流なのか、という話になりますよね)

原理的に特効薬が存在しない以上、どうしても手探りでほどよいレベルを模索するしかありません。それゆえ今回のシンポジウムのように、各大学の関係者が協力して「ナショナルスタンダード」を目指すのはとても有意義な活動だと思います。とはいえ、それが手探りである以上、試行錯誤というか、途中で多少の過不足が出るのはやむをえないこと。また「国際的な相場」から見るとそれが「いかにもローカルルール」だったりする可能性も小さくありません。(そもそもそういう「相場」が海外にも存在しない可能性だってありますが)

ところが私たちはともすれば「テネシー大学の技術漏洩事件の問題性」ゆえ、あるいは「技術の漏洩は影響甚大」だから「とにかくしっかり管理をがんばれ」で話を済ませてしまいがちです。そしてどこかの大学が粗相をしようものなら「それ見たことか」と張り切る。

そういうことはもうやめようではありませんか。そのために重要なのが、海外情報を踏まえた相場作りだと思うのです。そんなわけで冒頭に述べた質問となった次第です。

## 2. 「大学の受託研究…米国の現状と我が国の課題」

そのような問題意識にちょうどピッタリだったのが佐藤先生（九大）の表題報告です。

本報告は受託研究に関する米国大学人の考え方の調査を通じて、規制外とされる「基礎科学分野の研究活動」の範囲を見直すことを問題提起したものといつてよいと思います。

報告は基礎研究活動（Fundamental Research=FR）の内外定義差の考察から始まります。ワッセナー協定のそれが「経験的・理論的研究であること」であり、米国の場合は「成果が公表される研究であること」なのに対し、我が国のそれは「製品化不可能性」が求められている、と要約しています。

そうすると「どうも日本におけるFRのとらえ方は狭いのではないか」という発想が浮かぶのは自然な流れでしょう。そこで「製品化を視野に入れた」の典型例である受託研究に関する米国での扱いに話が進みます。

受託研究といえば守秘契約がつきものですが、それはFRではなくRestricted Research (=RR) とセットになっているのではないかと、というわけです。ところが佐藤先生の当たった米国大学では、通常の守秘であれば「RRにいう制限」と見なさない（言い換えれば、守秘条項つきであってもFRと見なされる）ということでした。

そこから先生は「現在の日本の大学の受託研究には、いわゆる米国型RRは存在しない」、とまとめています。要するに日本の「基礎研究活動」の定義は、米国におけるFRより狭く解釈したローカルルールであつて、そのため受託研究が（日本でだけ）規制対象になっているのではないかとということでしょう。

私は会場で「なるほどなあ」と思いつつ、ワッセナー協定が規制外として挙げた次の3パターンのことを考えておりました。

|   |   |
|---|---|
| ワッセナー協定   | 貿易外省令9条2項                                       |
| "technology" "in the public domain"                       | 九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引          |
| "basic scientific research"                               | 十 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引                      |
| the minimum necessary information for patent applications | 十一 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引 |

基礎科学分野の規制除外適否は、製品化が視野に入っているか否かで判断されます。決め手は動機です。敢えていうなら、動機さえ「不純」でなければ規制除外が適用されるわけです。CISTECもExpert試験で「留学生に研究をさせるために、スパコンの使用法資料を見せるのは規制外」という問題を出しています。まだにその線に沿った出題でした。

一方、工業所有権関係の除外規定はちょっと違う感じがします。動機よりも最終的にその技術情報が公知になるかどうか、あるいは公知になる見込みかが重要視されるからです。

CISTEC の役務取引『ガイドンス』は次のように述べています。(2014 年版 40 頁)

該当の技術であっても、工業所有権の出願又は登録のために提供することは、この特例が適用できて許可が不要です。

また、出願国の制度等により、最終的に出願内容など提供した技術内容が非公開となる場合であっても、この特例を適用できます。(中略)

特許係争裁判における証拠資料の提出など公開されることを予定して技術資料を提示する場合は第九号(公知の技術)が適用でき許可不要と考えられますが、裁判においては和解等により提示した技術情報が公開されないことがあり、技術内容に応じて許可が必要であると解釈されています。

たしかに法廷問題が生じた場合に提出する技術資料は、それが生じない場合より多いわけですから、それを「最小限の」とは言いにくいでしょうね。しかしそれは「成り行き上不可避の範囲」の提供でありますし、法廷での審理という目的からいっても、安全保障上の問題があるようには思えません。基礎科学研究という目的・動機による規制除外と同様に、工業所有権出願に附随する技術提供も適用範囲を広げてかまわないように思います。(まあ、特許管轄官署の審査向けか裁判向けかを「動機の問題」といえなくもありませんが)

しかしそれならば、裁判の展開が証拠公開に至るか和解に終わるかは、結果論の要素もありますから、第九号口の雑誌投稿の除外規定(最終的にボツの場合は「公知」にいたらないが適用可)を準用してもよいのではないのでしょうか？。

この種の問題は微妙な面が多く、見方がちょっと変わるだけで結論も大きく左右されがちです。純粋に「問題性の有無」だけにしぼって当局と議論すると必ず水掛け論になりますし、「運用は各国政府の裁量」が原則かもしれませんが、国による差は少ない方が望ましいですから、本報告のような外国事情の調査研究がさらに活発に行われることを期待しております。

最後に、御報告中に一箇所勇み足があるように感じたので、付け加えておきます。

日本における FR の定義のところで「要件：製品設計等を目的としない研究であること(製品化不可能性)」とまとめているのは、言い過ぎではないでしょうか？

役務通達条文(用語の解釈)にいう「特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」はあくまでも「動機ベース」としてどうかという話です。従って「結果的に製品化につながった」としても、基礎科学研究と認めてなんら問題でなし、というのが私の理解だからです。

条文解釈に私と若干の違いがあったとはいえ、米国側の理解を実地に調べたという点で、価値ある研究と思います。